

令和7年5月9日

市政記者クラブ 様

教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 部
担当課長（子どもいきいき学校づくり）南（972-4091）

土壌汚染の報告について

丸の内小リニューアル改修その他工事（その2）に関連して土壌調査を行った結果、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「環境保全条例」という。）に基づき定める基準を超える物質が検出されました。

環境保全条例第57条の2に基づき、令和7年5月9日に環境局へ報告しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1 調査場所

中区丸の内三丁目3番35号（位置については裏面参照）

2 汚染の状況

項目 ※	汚染物質	基準を 超えた濃度範囲	基準に 対する倍率	基準	基準超数 ／調査数
土 壌 溶 出 量 調 査	鉛及び その化合物	0.10mg/L	10 倍	0.01mg/L 以下	1/25
	ひ 砒素及び その化合物	0.033～0.14 mg/L	3.3～14 倍	0.01mg/L 以下	3/25

※ 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

3 今後の対応

当面の措置や今後の対応について、環境局と十分に協議を行い実施していきます。

4 対象地



<参考> 基準を超過した物質の毒性について

(鉛及びその化合物)

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.10 mg/L) では、水 100,000 L に含まれる量になる。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4 ~0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) は、鉛の無機化合物をグループ 2 A (人に対しておそらく発がん性がある) に分類している。また、鉛そのものをグループ 2 B (人に対して発がん性があるかもしれない)、鉛の有機化合物をグループ 3 (人に対する発がん性については分類できない) に分類している。

(砒素及びその化合物)

急性毒性：70~200 mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

*70 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.14mg/L) では、水 500 L に含まれる量になる。

慢性毒性：3~6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) は、砒素及び砒素化合物をグループ 1 (人に対して発がん性がある) に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート (環境省ウェブサイト)」(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)